

京都市教育委員会退職職員の再就職に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、課長級及びこれに準ずる職以上の職（学校長、幼稚園長、教頭及び事務長を含む。以下「課長級以上の職」という。）で退職した職員の再就職の状況の報告及び再就職後の営業活動に係る要請に関し必要な事項を定めることにより、再就職における信頼性及び透明性の向上に資することを目的とする。

(退職しようとする職員に対する要請)

第2条 教育長は、課長級以上の職にある職員が退職しようとするときは、退職後の再就職に関し、次に掲げる事項を遵守するよう当該職員に要請する。

- (1) 営利を目的とする企業（本市が出資金、基本金その他これらに準じるものを出資する法人を除く。以下「営利企業」という。）に再就職したときは、退職後3年間は、退職前5年間に担当していた業務に関連する営業活動に従事しないこと。
- (2) 退職後3年以内に再就職したとき（本市の職員（地方公務員法上の職員をいう。）又は非常勤嘱託に任用されたとき（以下「本市再就職者」という。）を除く。）は、再就職後2箇月以内に、再就職先届出書兼宣誓書（別記様式）を提出すること。

(再就職先に対する要請)

第3条 教育長は、課長級以上の職で退職した職員が営利企業に再就職したことを知り得たときは、当該営利企業に対し、当該職員を退職後3年間は、退職前5年間に担当していた業務に関連する営業活動に従事させないよう要請する。

(再就職の状況の報告)

第4条 教育長は、前年の10月からその年の9月末までに提出があった再就職先届出書兼宣誓書に基づき、次の各号に定めるところにより、再就職先の状況について、速やかに市長に報告するものとする。

- (1) 公表の対象は、本市教育委員会等再就職者を除く課長級以上の職で退職した職員とする。
- (2) 公表の内容は、氏名、退職時職名、退職年月日、再就職先団体・役職名及び再就職年月日とする。

附 則

この要綱は平成18年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

再就職先届出書兼宣誓書

京都市教育長 様

私は、京都市教育委員会を退職後、再就職先を届け出し、氏名、再就職先の団体・役職名等を公表されることに同意するとともに、再就職後の行動等について次のとおり宣誓致します。

- 一 再就職先においては、市民の市政及び教育行政に対する信頼を損なうことのないよう、常に元京都市教育委員会職員としての自覚と良心を持って行動します。
- 二 退職後3年間は、退職前5年間に担当していた業務に関連する営業活動に従事しません。

年 月 日

氏 名： _____ (印)

退職時の役職： _____

退職年月日： _____ 年 月 日

再就職先の名称・役職： _____

再就職年月日： _____ 年 月 日